



預ける

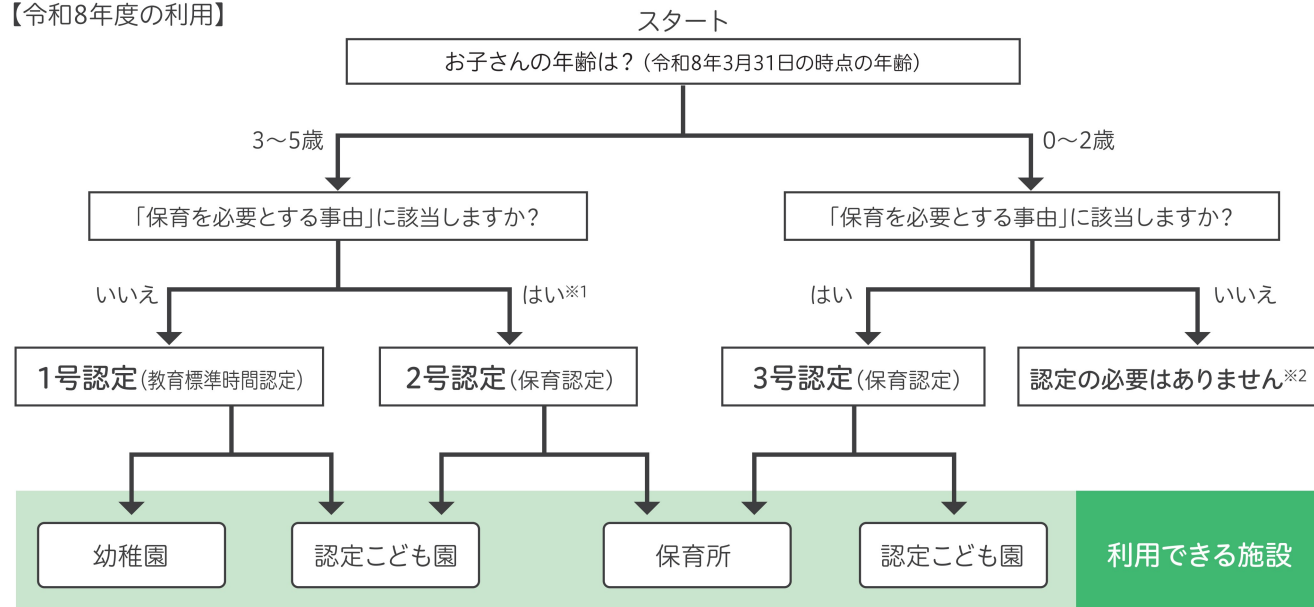


日常的な教育・保育サービス

あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

【令和8年度の利用】



※1「保育を必要とする事由」に該当する場合であっても、教育標準時間を希望される方は、1号認定を受けることができます

※2 必要に応じて、一時保育・こども誰でも通園制度などの支援が利用できます

保育を必要とする事由

保育を希望される場合の保育認定（2号認定・3号認定）については、保育を必要とする事由の下のいずれかに該当することが必要です。

- | | |
|---|--|
| ☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の就労など、月48時間以上の就労） | ☐ 妊娠・出産 |
| ☐ 保護者の疾病・障害 | ☐ 災害復旧 |
| ☐ 求職活動（起業準備含む） | ☐ 同居親族の介護・看護 |
| ☐ 虐待やDVの恐れがあること | ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） |

保育所・認定こども園・幼稚園の違いについて

- 保 育 所 就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって保育（養護・教育）する施設
- 認定こども園 保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、教育と保育を一体的に行う施設、地域の子育て支援も行う施設
- 幼 稚 園 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う施設

〈以下は広告スペースです〉

ご家族の夢の住まいを、私たち建築のプロが演出し、
世界に一つだけのお住まいをお届けします。

HomeDirection
Studio78
78株式会社(ナナジュウハチ)

姫路市城北新町1丁目1-15
定休日：水曜日 営業時間：10:00～18:00

TEL:079-226-6678 FAX:079-226-6378



お出かけ
するなら



妊娠
出産



健康
予防
接種



手
成
支
援



預
け
る



学
ぶ
か
け
る



相
談
す
る



病
院
・
救
急

1号・2号・3号認定について

認定	年齢	保育所	認定 こども園	幼稚園	利用対象となるお子さん	保育・教育時間
1号	満3歳以上		○	○	希望すればどなたでも ※市立幼稚園は4・5歳児 安室東・高岡・手柄・荒川・糸引・白浜・ 飾磨・英賀保・八幡・大津・花田・御国野・ 家島・坊勢では3歳児の受け入れ実施	教育標準時間 おおむね 午前8時半～午後2時 ※追加料金で、園が設定する預かり保育を利用 できる場合があります ※市立幼稚園は預かり保育がありません
2号	満3歳以上	○	○		「保育の必要な事由」に該当する 家庭のお子さん 保護者の就労・看護・介護等の月平均時間	※追加料金で、園が設定する延長保育を利用できる 場合があります ※必要に応じて、短時間⇔標準時間の認定変更ができます
3号	満3歳未満	○	○			保育短時間 おおむね 午前8時半～午後4時半 保育標準時間 おおむね 午前7時～午後6時

令和8年度以降の市立幼稚園の園児募集について

本市では、「姫路市就学前教育・保育施設のあり方方針実施計画」により、市立就学前施設を統合再編していく予定となっています。

市立幼稚園においても、閉園または統合する園があります。

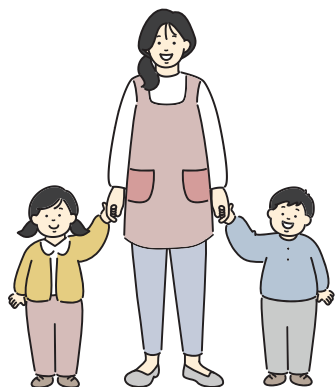
各園の今後の募集状況については、右記の二次元コードよりご確認ください。

※社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや策定の前倒しを行う場合があります。



認定こども園・保育所の運営状況

市では、定期的に施設に立入を行い、運営状況を確認、改善指導しています。市ホームページに、施設ごとの主な指導内容等を掲載しています。各施設の運営について疑問に思われる点があれば、幼保連携政策課またはこども保育課にお問い合わせください。



問 幼保連携政策課 ☎221-2738

問 こども保育課 ☎221-2313

こどもの権利を知っていますか？

こどものみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

みなさんが幸せにすこやかに育つためには、必要なことがたくさんあります。

教育を受けられること、遊ぶこと、休むこと、愛情をもって育てられること、まわりのおとなに自分の意見や思いを聞いてもらえること・・・

そういった、すべてのこどもに必要なこと、それが「こどもの権利」です。

そして「こどもの権利」が世界中で守られるように、「こどもの権利条約」という条約があり、現在、日本を含め196の国と地域が、この条約を守ることを約束しています。



令和8年度 認定こども園・保育所の利用(2号・3号認定)

(1)スケジュール ※緊急枠(育児休業復帰枠)の申し込みについては下記(3)をご覧ください

	4月1日から利用(入所)希望の場合	5月1日以降利用(入所)希望の場合 ※月途中からの利用不可
申込期間 (一次受付)	(電子)前年10月1日から10月31日まで (窓口)前年10月14日から10月24日まで	2月3日受付開始 利用(入所)希望の前月20日 (土曜・日曜・祝日の場合は直前の開庁日)まで
申込場所	こども保育課、地域事務所内保健福祉サービスセンター ※郵送不可。	こども保育課、地域事務所内保健福祉サービスセンター ※郵送不可
申込書類	「教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書(2・3号認定用)」および父母などの保護者の状況を証明する書類・保育を必要とする理由により就労証明書、母子健康手帳、診断書など (詳しくは「教育・保育施設利用のてびき」またはホームページ「わくわくチャイルド」をご覧ください)	
利用調整結果・認定証交付	1月末頃に郵送	利用決定者には毎月24日頃電話で連絡
二次受付の利用調整結果	前年11月4日から2月2日までの受付分は2月末頃発送	
利用者負担額(保育料)の決定	4月～8月の利用者負担額は3月下旬発送 9月～翌年3月の利用者負担額は8月下旬発送	利用開始月の中旬 発送

※マイナポータル「ぴったりサービス」を利用した電子申請をすることもできます。

申込期間が異なるため、詳細についてはこども保育課にお問い合わせください(窓口受付時間は9時～17時です)



(2)利用対象児童

父母などの保護者が「就労」「妊娠・出産」「保護者の疾病・障害」「家族の介護」「求職活動」などの「保育を必要とする事由」に該当する家庭のお子さん

(3)緊急枠(育児休業復帰枠)の申し込みについて

緊急枠(育児休業復帰枠)が設定されている施設で、次の場合は利用申請が可能です。

- ①母親の産休・保護者の育児休業が満了し、令和8年5月～令和9年3月に職場復帰される方で、審査の結果利用が適当とされた場合、職場復帰日から利用できます。申請受け付けは4月入所の一次受付期間と同じです
 - ②保護者の死亡、行方不明、拘禁または緊急入院などによる場合、こども保育課にご相談ください
- ※出生前のお子さんの申し込みも可能です ※枠数が限られているため、申請者全員が利用できるとは限りません
- ※枠を設けていない施設もあるため、申込時にご確認ください

(4)開所時間

施設によって異なりますが、おおむね次のようになっています。

各施設の開所時間は市ホームページ「姫路市教育・保育施設一覧」をご覧ください。

<市立施設の場合>

※延長保育には別途延長保育料が必要です

短時間	延長保育	保育短時間(8時間)	延長保育	延長保育
標準時間	保育標準時間(11時間)			延長保育
	午前7時	午前8時半	午後4時半	午後6時 午後7時

(5)施設への利用調整

選考により保育の必要性の高いお子さんから順に利用調整します。利用調整基準表は、市ホームページをご覧ください。



(6)利用者負担額(保育料)

月額0～61,000円程度

認定区分(保育必要量)、扶養義務者(父母等)の所得に応じた市民税の所得割課税額の合算額によって決定します。



幼稚園・認定こども園・認可保育所の違い

	市立幼稚園(1号認定)・ 市立認定こども園の1号認定	私立幼稚園(1号認定)・ 私立認定こども園の1号認定	保育所(2号・3号認定)・ 認定こども園の2号・3号認定
目 的	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること	保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳幼児を保育すること
利用年齢	市立幼稚園は4・5歳児(一部の園では3歳児の受け入れも実施)。市立認定こども園は3～5歳児(ただし3歳児は空きのある場合のみ)	3～5歳児(一部の園では3歳になる翌月からの受け入れも実施)	0～5歳児まで。ただし施設により受け入れ可能年齢が異なる
教育・保育時間	午前8時半～午後2時	施設により教育時間が異なる	施設により保育時間が異なる
利用者負担額	無償	無償	保護者の所得・お子さんの年齢により0～61,000円(R7年度) ※3歳になった後の4月からは無償
利用申し込み	幼稚園・認定こども園へ「入園願」を直接持参	幼稚園・認定こども園へ「入園願」を直接持参	こども保育課・各地域事務所内保健福祉サービスセンター ※電子申請可
利用調整	定員を上回れば抽選	各施設にお問い合わせください	保育を必要とする事由に応じた証明(就労証明など)を申込時に提出してもらい、それによって調整を行う
休 み	小学校に準ずる	各施設により異なる	基本的に日曜・祝日と年末年始 ※土曜は開所しています

〈以下は広告スペースです〉



認定こども園 あゆみ保育園

最後まで諦めない子、やり抜く子

心の力を育てる

体の力を育てる

学ぶ力を育てる

〒670-0072 姫路市御立東4丁目6-1

TEL.079-293-9321 保育時間 7:30～18:30

FAX.079-293-7214 <https://www.himeji-ayumi.jp/>

ベビー 親子スイミング

5か月～のお子様と保護者様

プールで親子のスキンシップをたっぷりとりましょう。重さを感じないため、ココロもカラダも和らぎます。

スパイル 幼児スイミング

1才6か月～

水なれから始め、様々な遊具を使いながら、水の不思議さ、楽しさを自然とカラダで覚えます。

無料体験のお申し込み、まずはお電話ください!

NSI姫路スイミングスクール

姫路市 阿保甲240-1 阿保橋西詰交差点すぐ

TEL.079-223-1173

株式会社エヌ・エス・アイ 大阪府大阪市北区梅田1丁目11-4-2100号 大阪駅前第4ビル21階 TEL.06-6442-8401

受付時間 [月～金] 9:45～19:00 [土曜日] 8:45～16:30 [日曜日] 8:45～13:00

〈以下は広告スペースです〉

命の大切さを知り 笑顔が素敵な子どもをめざして

すなおで元気で明るい子



幼保連携型認定こども園 **広峰保育園**

TEL: 079-282-0867

FAX: 079-282-0839

姫路市北平野奥垣内7-3



高浜コスモスこども園

TEL: 079-231-5454

FAX: 079-231-5456

姫路市飾磨区阿成渡場297

社会福祉法人 広峰福祉会

子どもの目線で見ると危険がいっぱい!

おうちの危険箇所チェック ②

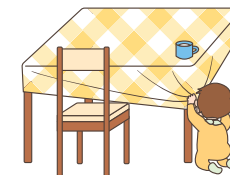
炊飯器

- 湯気(スチーム)をさわってのやけど
- コードを引っ張る・かじる



テーブル

- テーブルクロスを引っ張って上の物の落下によるケガややけど



テレビ

- テレビの落下によるケガ



観葉植物

- 葉っぱ・土の誤飲



アイロン

- やけど
- コードを引っ張る・かじる



筆記用具

- 喉や目を突く
- 誤飲や誤食



おもちゃ

- 誤飲
- 小さなおもちゃや、付属のボタン電池は誤飲のおそれがあり危険!





社会福祉法人 ベイカー福祉会
幼保連携型認定こども園

ベイカ

〒670-0854 姫路市五軒邸 3-62-2

TEL 079-282-1010

▲HPはコチラ